

山口県報

令和3年
2月26日
(金曜日)

目次

- 規則
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………四
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………四
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)……………四
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………五
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………五
救急病院の認定(医療政策課)……………五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………五
- 公告
県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)……………六
県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………七
県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………七
種畜証明書の交付(畜産振興課)……………七
令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)……………七
- 教委規則
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………八
社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則……………八
- 公安委告示
警備員等の検定の実施……………八
- 労委訓令
山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令……………一〇

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第九号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年山口県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第一号様式の二中「㊦」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記第二号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十三号様式から別記第十七号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定、別記第一号様式の二の改正規定(「㊦」を削る部分に限る。)並びに別記第二号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十三号様式から別記第十七号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年二月二十六日から同年三月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	七一の二一イ (二二基)	七
	七一の二一イ (四基)	〃
	〃	〃
	〃	二〇
	〃	二〇
	〃	一五
	〃	一五
	〃	二〇
	〃	二〇
	〃	二
	〃	一六
	二・一六	七・九二
	三・二四	一・八八

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
〃	〃	三・六	生物処理	〃	〃	〃	令和三、九、一	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	大 腸 菌 群 数 (個/ cm^3)	
〃	処理前	七	二〇	一五	三、〇〇〇	八・八
	処理後	〃	〃	〃	〃	一三・二
〃	処理前	〃	〃	〃	三、〇〇〇	二・四
	処理後	〃	〃	〃	〃	三・六

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	No. 1 排 水 口	No. 2 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値				排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
			水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	大 腸 菌 群 数 (個/ cm^3)	
〃	七	〃	五・八	二〇	一五	三〇〇	三六
	〃	〃	八・六	二〇	一五	〃	四一・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・五

No. 12	No. 11	No. 10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・三	二・四	一・三	八・八	一・三	四	二・八	〃	二・一	〇
	三・六	二	一三・二	二	六	四・二	〃	二・三五	〇・二五

山口県告示第六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
岩国市日の出町二三〇四の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団嶋本歯科医院	山陽小野田市セメント町五番一〇号	令和三、一、五
アイン薬局岩国店	岩国市山手町二丁目一八番一〇号	令和二、一二、三二

山口県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

指定訪問看護事業者等
 名称 主たる事務所
 所在地 訪問看護ステーション等
 名称 所在地 休止年月日

合同会社いまむ 宇部市大字西岐 いまむらホーム 宇部市大字西岐 令和三、
 ら居宅介護支援 波五一八九の一 ナーシング 波五二二五の五 一、三一
 事業所

山口県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

医療
 名称 療 所 機 関 所在地 指定年月日

しばた歯科医院 山口市香山町六番二四号 令和二、一一、一一

指定訪問看護事業者等
 名称 主たる事務所
 所在地 訪問看護ステーション等
 名称 所在地 指定年月日

いろは合同会社 宇部市昭和町三 いろは訪問看護 宇部市昭和町三 令和三、
 丁目四番三二号 ステーション 丁目四番三二号 二、一一

山口県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定により、医療扶助のための施設を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 施設 住 術 者 所 指定年月日

南 亮平 宇部市文京台三丁目一三番二号 令和三、一、一五
 宮崎 敬市 〃 大字東須恵三〇〇一の一 〃 〃 〃

中村 優 山口市阿知須三三九二の一 〃 〃 二八

施術者の
 氏名 施設 名称 術 所 所在地 指定年月日

牛ノ濱智幸 南風鍼灸整骨院 宇部市大字妻崎開作二〇四六 令和三、一、一五
 の一二

山口県告示第六十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名称 所在地 認定が効力を有する期限

岩国市立錦中央病院 岩国市錦町広瀬一〇七二の一 令和六、三、一九
 岩国市立美和病院 〃 美和町波前一七七六 〃 〃 〃

山口県告示第六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、農林業の知と技の拠点施設新本館（仮称）新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 農林業の知と技の拠点施設新本館（仮称）新築工事
- (一) 工事場所 防府市大字牟礼字長命一〇三〇七番地
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上三階建	三、二九八平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和三年二月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

持参し、又は郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年三月十六日から同月十九日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和三年三月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(五五) 県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和三年二月二十六日

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)
下関市清末東町二丁目四五六の一	畑	五二
〃	〃	一、一五七
〃	〃	五六
〃	〃	二二
〃	〃	一九
〃	〃	七〇
〃	〃	一一
〃	〃	一二
〃	〃	一、〇八七
〃	〃	一五三
〃	〃	一、二一〇

(五六) 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年三月一日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五七) 県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年三月一日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五八) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一五五六三	隆汐国	〃	〃	令和元、八、六	山口県一級	〃	美祿市伊佐町河原
三二一六七	全和一九子山黒一五六三三	〃	黒毛和種	〃	山口県一級	〃	山口県農林総合技術センター
一一五九〇九	殿池姫	〃	〃	平成三二、二、一八	〃	〃	〃
七四一六〇	全和一九子山黒一五九〇九七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一三三七二	百合姫	〃	〃	令和元、六、一〇	〃	〃	〃
九九一九	全和一九子山黒一三四七一	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(五九) 令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせ

令和三年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

区分	科目	日	時
二級建築士試験	学科	令和三年七月四日（日曜日）	午前十時十分から午後五時二十分まで
二級建築士試験	製設図計	令和三年九月十二日（日曜日）	午前十一時から午後四時まで
木造建築士試験	学科	令和三年七月十一日（日曜日）	午前十時十分から午後五時二十分まで
木造建築士試験	製設図計	令和三年十月十日（日曜日）	午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一
山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験の申込み

(一) 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である場合等)は、令和三年四月七日(水曜日)までに、東京都千代田区紀尾井町三丁目六番公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話〇三―六二六一―三三一〇)に申し出ること。

(二) 受付期間及び受付時間

令和三年四月一日(木曜日) 午前十時から同月十五日(木曜日) 午後四時まで

六 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

令和三年八月二十四日(火曜日) 頃

2 木造建築士試験

令和三年九月七日(火曜日) 頃

(二) 最終合格者

令和三年十二月二日(木曜日) 頃

七 その他

(一) 試験案内のほか、受験の申込み方法の詳細については、令和三年三月一日から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて掲載する。

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一―番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二―二四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、令和三年六月九日(水曜日) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公開する。



博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和二十七年山口県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「㊦」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則

社会教育主事資格の認定規則(昭和三十五年山口県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第四号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等

の検定を次のとおり実施する。

令和三年二月二十六日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和三年五月三十一日(月曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和三年六月二十四日(木曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和三年四月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

- 七 受検手数料
- 一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 八 受検票の交付
- 検定申請書を提出した警察署において交付する。

- 九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和三年五月三十一日(月曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和三年六月十八日(金曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和三年四月五日(月曜日) から同月九日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。



山口県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

山口県労働委員会会長 近本 佐知子

山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県労働委員会公印規程(昭和三十三年山口県地方労働委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊟」を削る。

別記第二号様式中「㊟」を削る。

別記第二号様式中「㊟」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年二月二十六日から施行する。